

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理委員会

(任期：2024年4月1日～2026年3月31日)

氏名	所属	職名	適用条項 第3条第1項	備考
岡本 利樹 おかもととしき	先端医療工学研究所	コーディネーター	第3号	
谷口 泰代 たにぐち やすよ	はりま姫路総合医療センター	副院長	第1号	
平田 元秀 ひらたもとひで	ひめじ市民法律事務所	弁護士	第2号	
藤田 孝之 ふじた たかゆき	先端医療工学研究所	教授	第1号	委員長
本田 順子 ほんだじゅんこ	地域ケア開発研究所	教授	第1号	
八木 直美 やぎ なおみ	先端医療工学研究所	准教授	第1号	副委員長
吉田 優 よしだまさる	環境人間学研究科	教授	第1号	

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理委員会設置要綱(抜粋)

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で、研究所長が指名する者
 - (2) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者で、研究所長が指名する者
 - (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることができる者で、研究所長が指名する者
- 2 委員会は男女両性を含む5名以上及び、研究所に所属しない複数の者から構成されなければならない。
- 3 次の各号に掲げる者は、委員会にオブザーバーとして出席することができる。

- (1) 研究所長
- (2) その他委員長が認める者